

通所介護及び介護予防・日常生活支援 総合事業通所介護サービス

利用契約書及び重要事項説明書

利用者名 _____ 様

株式会社刈谷ケアサービスさくら

デイサービスさくら

刈谷市小垣江町永田123-1

TEL (0566) 61-2833

重要事項説明書 (P1～P6)

個人情報利用同意書 (P7)

通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業通所介護サービス利用契約書

(P8～P13)

当事業所は、お客様に対して通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスを提供します。契約締結する前に知って頂きたい事業所の概念や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

1.事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社 刈谷ケアサービスさくら
代表者名	代表取締役 中村 圭介
所在地・連絡先	刈谷市小垣江町永田１２３－１ (電話) ０５６６－６１－２８３３ (FAX) ０５６６－６１－２８３１

2.事業所名称及び事業所番号

事業所名	デイサービスさくら
所在地・連絡先	刈谷市小垣江町永田１２３－１ (電話) ０５６６－６１－２８３３ (FAX) ０５６６－６１－２８３１
事業所番号	２３７２９００５２８
管理者の氏名	中村 圭介

3.事業の目的

介護保険法に従い、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るように、適正な通所介護サービスを提供する。

4.当事業者の運営方針

- (1) 事業者の従業員は、要介護者等の特性を踏まえて、その有する能力に応じて、利用者様本位で自立した日常生活を営むことが出来るように努める。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保険並びに福祉サービスの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5.営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日から金曜日
(盆休み ８月１３日・１４日・１５日)
(年末年始休み １２月３１日、１月１日・２日・３日)
- (2) 営業時間 午前８時００分から午後５時００分
- (3) サービス提供時間 午前９時００分から午後４時１０分

6. サービス提供地域

刈谷市・知立市・安城市・高浜市・大府市・東浦町

※総合事業は刈谷市のみ。

7. (通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの利用定員)

利用定員は次のとおりとする。

- (1) 1単位目 50 名 (大規模Ⅱ)

8. 職員体制

当事業者は、通所介護を提供する職員として以下の職員を配置しています。

管 理 者	1名 (常勤兼務、短期入所生活介護事業所の管理者と兼務)
介 護 職 員	8 名以上 (常勤換算)
生 活 相 談 員	1 名以上 (常勤換算)
看 護 職 員	1 名以上
機能訓練指導員	1 名以上

9. サービス内容及び利用料金等

サービスの内容は次のとおりとし、通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスを提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は介護報酬告知上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担額を乗じた額とする

また、給付制限がかかった場合は法定代理受領ではなく、償還払いになる。

(1) 〈日常生活基本介護〉

利用者様の状態を把握し、身体機能の維持向上と QOL を主にして自立支援に向けたサービスを提供する。

(2) 〈健康チェック〉

利用者様にバイタルチェックを行い、身体状況を観察把握し、健康面に細心の注意をはらうとともに、利用者様及び家族に適切なアドバイスをしていく。

(3) 〈送迎〉

利用者様を安全にご自宅まで送迎する。

(4) 〈食事〉

利用者様の状態に合わせ、食事の楽しさや喜び実感して頂けるよう準備する。

(5) 〈入浴〉

利用者様の身体状況にあった安全で適切な方法で提供しプライバシー保護に努める。

(6) 〈個別機能訓練〉

体力低下を防ぐために必要な訓練および日常生活に必要な基本動作を獲得するため適切な機能訓練を行う。

(7) 〈生活相談〉

利用者様に応じた介護の工夫や困っている事など相談を受ける。

10. 利用料

(1) 大規模型通所介護 (Ⅱ) (1 日当たり)

(地域区分加算 3 級地 …1 単位=10.68)

介護度	基本サービス料	入浴介助加算 (Ⅰ)	サービス提供 体制加算 (Ⅲ)	個別機能 訓練加算 (Ⅰ) イ	利用者負担額 (1 割負担)	利用者負担額 (2 割負担)	利用者負担額 (3 割負担)
介護 1	607 単位/日	40 単位/日	6 単位/日	56 単位/日	(709 単位/日) 709 円	1,418 円	2,127 円
介護 2	716 単位/日	40 単位/日	6 単位/日	56 単位/日	(818 単位/日) 818 円	1,636 円	2,454 円
介護 3	830 単位/日	40 単位/日	6 単位/日	56 単位/日	(932 単位/日) 932 円	1,864 円	2,796 円
介護 4	946 単位/日	40 単位/日	6 単位/日	56 単位/日	(1,048 単位/日) 1,048 円	2,096 円	3,144 円
介護 5	1,059 単位/日	40 単位/日	6 単位/日	56 単位/日	(1,161 単位/日) 1,161 円	2,322 円	3,483 円

加算体制

- ※ 個別機能訓練加算 (Ⅱ) … 20 単位/月
- ※ 科学的介護推進体制加算 … 40 単位/月
- ※ 若年性認知症利用者受入加算 (対象者) … 60 単位/回
- ※ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ … 9 %

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス (1 月当たり)

介護度	基本サービス料	利用者負担額 (1 割負担)	利用者負担額 (2 割負担)	利用者負担額 (3 割負担)
要支援 1 (週 1 回程度)	436 単位/日	(436 単位/月) 465 円	931 円	1,396 円
要支援 2 (週 2 回程度)	447 単位/日	(447 単位/月) 477 円	954 円	1,431 円

(地域区分加算 3 級地 … 1 単位=10.68)

- ※ 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) … 9 %
- ※ 要支援 1…月 5 回利用の場合上限月額 (1,920 円)
- ※ 要支援 2…月 9 回利用の場合上限月額 (3,867 円)
- ※ キャンセル料あり。

(3) 利用者の心身の状況(急な体調不良等)でサービス提供時間が通所介護計画上の所
時間よりやむを得ず短くなった場合、又急な気象状況の悪化等で送迎に遅れが発生し、
計画上の提供時間よりやむを得ず短くなった場合は、計画上の単位数を算定いたします。

(4) 介護保険適用外料金（1日当たり）

①実費個人負担分（円）

教養娯楽材料費	200
手作りデザートセット	270
紙おむつ等	200
食費・光熱費	780
延長30分につき	800
弁当	700
その他個人的利用物品代等	実 費

※ソフト食は各+150円（デザートセットは除く）

※特別行事のイベント時は別途追加料あり

②（交通費）通常の事業の実施地域は刈谷市、知立市、安城市、高浜市、東浦町の区域とする。

- ・通常の地域を超えた地点から片道2キロメートル未満 0円
- ・実施地域を超えた地点から片道2キロ以上 200円
- ・その他送迎に係る費用（有料道路など）すべて自費

(5) キャンセル料：当日お休みの場合、下記キャンセル料がかかります。

キャンセル料	実費個人負担分 (食事光熱費等 ¥650)
--------	--------------------------

(6) 介護給付費体系の変更や、保険外の利用料金も経済状況等やむを得ない事由の場合、事業者は利用者様に対して、説明した上でサービス利用料金を変更することが出来ることとする。

(7) 支払い方法

1ヶ月ごとに計算し、翌月15日頃に請求しますので、26日までに指定の方法で支払いください。

1.1、緊急時の対応に関する事項

事業所は、ご利用者に対するサービス提供により事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、ご家族、主治医、救急機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

1.2、業務継続計画の策定等に関する事項

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び

訓練を定期的実施するものとする。

- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

1 3、衛生管理等に関する事項

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね年に1回以上開催するとともに、その結果について、すべての職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期実施する。

1 4、事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- (3) 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

1 5、苦情、ハラスメント処理に関する事項

- (1) 事業所は、提供した居宅サービスに対する利用者又はその家族などからの苦情ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 事業所は、適切な居宅サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

1 6、虐待防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

17、サービス利用にあたっての留意点

- (1) 皮膚疾患等で他の利用者の方に感染の恐れがあると事業者が判断した場合は、一時利用を中止させて頂く場合があります。
 - (2) ご利用時間中に体調がすぐれない場合は、ご利用を中止または内容の変更をすることがあります。
 - (3) サービス提供中、容体の変化等があった場合は、主治医やご家族、居宅支援事業所へ連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとします。
 - (4) [サービス利用にあたっての禁止事項について]
- ① 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
 - ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
 - ③ サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

18、苦情処理に関する事項

- (1) 事業者は、提供した居宅サービスに苦情がある場合は、迅速かつ誠実に対応を行います。
- (2) 事業者は、苦情対応の窓口責任者及び連絡先を明らかにします。

サービス内容に関する苦情相談窓口

デイサービスさくら (0566) 61-2833

担当： 管理者 中村 圭介

事業所以外に各市役所でご相談・苦情窓口で受付けています。

愛知県国民健康保険団体連合会 苦情窓口	(052)971-4165
知多北部広域連合 事業課	(052)689-2263
刈谷市 長寿課	(0566)62-1013
知立市 介護保険係	(0566)83-1111
高浜市 いきいき広場	(0566)52-9610
安城市 高齢福祉	(0566)76-1111

19、第三者評価の実施状況

当事業所は第三者評価の実施は行っておりません。

以上のとおり、デイサービスさくらのサービス内容及び重要事項の説明をしました。重要事項の内容を確認、承諾の上契約書に署名することとする。

個人情報利用同意書

私及び私の家族の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用する事に同意します。

記

1 使用目的

事業者が介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画に基づき、介護サービス等を円滑に提供する為に実施されるサービス担当者会議において必要な場合、又他の事業所や医療関係との連絡調整の為に使用する。

2 個人情報の内容

- (1) 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等で、事業者がサービスを行うために必要なご利用者やご家族の個人情報。
- (2) その他ご利用者やご家族に関する個人情報であって、特定の個人が識別され、又は識別される情報。

3 使用する条件

- (1) 個人情報の提供は、1 に記載する目的の必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

4 使用する期間 サービス契約締結日からサービス提供の終了日まで

令和 年 月 日

事業者

刈谷市小垣江町永田123-1

株式会社 刈谷ケアサービスさくら

<利用者>

住所

氏名

<家族>

住所

氏名

利用者は、身体状況等により署名ができない為、利用者の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

<署名代筆者>

住所

名前

_____様（以下『利用者様』という。）と株式会社ケアサービスさくら（以下『事業者』という。）は、利用者様が事業者から提供される通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス（以下『居宅サービス』という。）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて次のとおり契約（以下『本契約』という）を締結する。

第一章 総 則

第1条 《契約の内容》

1. 事業者は介護保険法の主旨に従い、利用者様がその有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営む事が出来るように支援することを目的として利用者様に対し、第3条及び第4条に定める居宅サービスを提供する。
2. 事業者が契約者に対して実施する居宅サービス内容・利用日・利用時間・費用等の事項は、【重要事項説明書】に定めるとおりとする。

第2条 《契約期間》

1. 契約の有効期間は、本契約締結の日から本契約要介護認定の有効期間満了日までとする。
2. 契約期間満了日の2日前までに契約者から文書による本契約解除の申し出がない場合には本契約は同じ条件で更新されるものとする。

第二章 提 供 期 間

第3条 《介護保険給付サービス》

事業者は、通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスにおける介護保険給付対象サービスとして、事業者において利用者様に対し、日常生活上の世話及び個別機能訓練を提供するものとする。

第4条 《介護保険給付対象外のサービス》

1. 事業者は、利用者様との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスを提供するものとする。
2. 前項のサービスについて、その利用料金は利用者様が負担するものとする。
3. 事業者は第1項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者様の家族に対してもわかりやすく説明するものとする。

第5条 《通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業計画》

1. 事業者は、利用者様の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ「居宅サービス計画」に沿って通所介護サービス計画書を作成する。
2. 事業者は、通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス計画書の内容を利用者様及び家族に説明する。

3. 通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者様及び家族等と協議して変更する。

第6条 《サービス提供の記録》

1. 事業者は、サービス提供に関する事項を記録し、これを利用終了後5年間は保管とする。
2. 利用者様は、事業者の営業時間内にその事業者内において、当該利用者様に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できる。

第三章 サービスの利用と料金の支払い

第7条 《サービス利用料金の支払い》

1. 利用者様は要介護に応じて第3条に定めるサービスを受け、【重要事項説明書】に定める所定の料金体系に基づいてサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割～3割）を事業者に支払うものとする。
2. 第4条の定めるサービスについて、利用者様は【重要事項説明書】に定める所定の料金体系に基づいてサービス利用料金を事業者に支払うものとする。
3. 前項の他、契約者は通所介護において、食事（光熱）費とおやつ代等、利用者様の日常生活上必要となる諸費用実費を【重要事項説明書】に定める所定の料金を事業者に支払うものとする。
4. 前各項において、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は利用日数に基づいて計算した金額とする。
5. 事業者は、前3項に定めるサービス利用料金を1ヶ月ごとに計算し利用者様はこれを翌月26日までに支払うものとする。

第8条 《利用日の中止・変更・追加》

1. 利用者様は、サービス利用期間3日前に、それぞれのサービスの利用を中止または変更もしくは、新たなサービスの利用を追加することができる。この場合には、利用者様はサービス実施日の前日までに事業者に出るものとする。
2. 利用者様が利用期日に利用の中止を申し出た場合は、【重要事項説明書】に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合がある。但し、利用者様の体調不良等、正当な事由がある場合は、この限りではない。
3. 事業者は、第1項に基づく利用者様からサービス利用の変更・追加の申し出に対して、利用者が満員（通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス）により、利用者様の希望する日にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を利用者様に提示して協議するものとする。

第9条 《利用料金の変更》

1. 第7条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することが出来るものとする。
2. 第7条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は利用者様に対して説明した上でサービス利用料金を相当な額に変更することができる。
3. 利用者様は、前項の変化に同意することが出来ない場合には、本契約を解約することが出来る。

第四章 事業者の義務

第10条 《事業者及びサービス従業者の義務》

1. 事業者及びサービス従業者は、サービスの提供にあたって利用者様の生命・身体並びに財産の安全確保に配慮するものとする。
2. 事業者は利用者様の体調及び健康状態からみて必要な場合には、事業者の看護職員もしくは、主治医と連携し、利用者様から聴取並びに確認の上でサービスを実施するものとする。
3. 事業者は、サービス提供において利用者様に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医及びご家族への連絡を行い、必要な措置を講ずるものとする。

第11条 《守秘義務》

1. 事業所及びサービス従業者は、居宅サービスを提供する上で知り得た利用者様またはその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らさない。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続する。
2. 事業者は、利用者様に医療上緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者様に関する心身等情報を提供できるものとする。

第五章 利用者様の義務

第12条 《利用者様の施設利用上の注意義務等》

1. 利用者様は事業者の施設・設備並びに敷地を本来の用途に従って利用するものとする。
2. 利用者様は、事業者の施設及び設備について故意または重大な過失により紛失・破損並びに汚染した場合は自己の費用により現状に復するか又は、相当の代価を支払うものとする。
3. 利用者様の心身の状況等により、特段の配慮が必要な場合には利用者様及びその家族等と、事業者との協議により、施設及び設備の利用方法を決定するものとする。

第六章 損害賠償（事業者の義務違反）

第13条 《損害賠償責任》

1. 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って自己の責に帰すべき事由により利用者様に生じた損害について賠償する責任を負う。第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様とする。但し、利用者様に故意または過失が認められる場合には、利用者様の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる時に限り損害賠償責任を減じることが出来るものとする。
2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとする。

第14条 《損害賠償がなされない場合》

事業者は自己の責に帰すべき事由が無い限り損害賠償責任を負わない。とりわけ以下の各項に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れる。

1. 利用者様が、本契約締結時にその心身の状及び病歴等重要事項について、故意に

- これを告げない、または不実の告知を行ったことに起因して損害が生じた場合。
2. 利用者様が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取及び確認に対して故意にこれを告げない、または不実の告知を行ったことに起因して損害が生じた場合。
 3. 利用者様が、事業者もしくはサービス従業者の指示及び依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

第15条 《事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能》

1. 事業者は、本契約の有効期間中に地震及び台風等の天災のほか事業者の責任によらない事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者様に対してサービスを提供すべき義務を負わない。
2. 前項の場合に事業者は、利用者様に対してすでに実施したサービスについて所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとする。

第16条 《裁判管轄》

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者様および事業者は、利用者様の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第17条 《契約の解約・終了》

1. 利用者様は、本契約の有効期間中であっても、本契約を解約することが出来る。
この場合に本契約終了を希望する日の7日前までに文書で通知するものとする。
但し、病気・急な入院等やむを得ない事情がある場合は7日以内の通知でも本契約を解約することが出来る。
2. 事業者は、やむを得ない理由が生じた場合には、利用者様に対して、本契約終了日1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより本契約を解約することが出来るものとする。
3. 次の各項の事由に該当した場合は、利用者様に文書で通知することにより、直ちに本契約を解約することが出来る。
 - (1) 事業者もしくはサービス従業者が、利用者様に正当な理由なく本契約に定める居宅サービスを実施しない場合。
 - (2) 事業者もしくはサービス従業者が、守秘義務に違反した場合。
 - (3) 事業者もしくはサービス従業者が故意または過失により利用者様の身体・財物並びに信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
 - (4) 他の利用者が利用者様の身体・財物並びに信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合。
4. 次の各項の事由に該当した場合、事業者は文書で通知することにより直ちに本契約を解約することが出来る。尚、この場合、原則として事前に介護支援専門員に連絡する。
 - (1) 利用者様が本契約締結時にその身体の状態及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げない、または不実の告知を行いその結果本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。
 - (2) 利用者様のサービス料金の支払いが2ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう督促したにもかかわらず、10日以内に支払われない場合。

- (3) 利用者様が、正当な理由なくサービス中止をしばしば繰り返した場合、または利用者様の入院もしくは病気等により3ヶ月以上にわたって、サービスが利用できない状態が明らかになった場合。
- (4) 利用者様またはその家族等が、事業者やサービス従業者もしくは他の利用者に対して窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。

5. 次の各項の事由に該当した場合には、本契約は自動的に終了する。

- (1) 利用者様が要介護認定において、自立または総合事業と認定された場合。
- (2) 利用者様が他の介護保険施設や医療施設に入所や入院した場合。但し、退所及び退院した場合は自動更新される。
- (3) 利用者様が死亡した場合。

第18条 《契約の解約または終了された場合における関連条項の失効》

第16章の本契約が解約または終了された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失うものとする。

第19条 《精 算》

本契約が終了した場合において、利用者様がすでに実施されたサービスに対し、利用料金支払い義務及び第12条第2項（現状の回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して未払いがある時は、本契約終了日から1週間以内に精算するものとする。

第七章 その他

第20条 《相談・苦情》

事業者はその提供したサービスに関する契約者からの相談及び苦情に対して以下の窓口を設置し適切に対応するものとする。

窓口は【重要事項説明書】のとおりとする。

第21条 《協議事項》

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合は、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意をもって協議し解決するものとする。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者様、事業者が署名の上、各1を保有するものとする。

令和 年 月 日

事業者

当事業者は、通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスとして契約者の申し込みを受託し、この契約書に定める各種サービスを誠実に責任もって行います。	
所在地	愛知県刈谷市小垣江町永田123-1
名 称	デイサービスさくら
代表者	中村 圭介
電話番号	0566-61-2833

利用者

私は、以上の本契約の内容について説明を受け、内容を確認いたしました。(重要事項説明書含む)	
私は、この契約書(重要事項説明書含む)で確認するデイサービスの利用を申し込みます。	
住 所	
氏 名	

利用者家族又は代理人(選任した場合)

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。	
私は、本人に代わり、本契約(重要事項説明書含む)内容について説明を受け、内容を確認いたしました。	
住 所	
氏 名	
続 柄	